

議案第19号

浦安市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

浦安市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和8年2月12日提出

浦安市長 内田 悅嗣

提案理由

一般職職員の通勤手当の上限額の算定方法及びその額を見直し、並びに新たに駐車場等に係る通勤手当を支給することとともに、その他所要の改正を行うものである。

浦安市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

浦安市一般職職員の給与に関する条例（昭和32年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第8条の4第1項第2号中「ため自転車」を「ため自動車」に、「自転車等」を「自動車等」に改め、同項第3号中「自転車等」を「自動車等」に改め、同条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

第8条の4第2項第1号本文中「規則」を「支給単位期間につき、規則」に、「支給対象期間」を「支給単位期間」に、「。」を「」に改め、同号ただし書を削り、同項第2号中「自転車等の片道の使用距離に応じて2,000円以上38,760円の範囲内において」を「支給単位期間につき、67,200円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて」に、「1か月」を「支給単位期間」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

第8条の4第3項中「前2項」を「前各項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第2項の次に次の3項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額
(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び前項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- 5 この条において、「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。